

研究題目	海洋空間における非国際的武力紛争と国際法—中台武力紛争を想起して—
機関名	高岡法科大学
研究代表者	法学部教授 吉田靖之
分野	国際法
キーワード	海上武力紛争法、海上作戦法規

## 1. 研究の背景と目的

本研究は、非国際的武力紛争（以下「NIAC」）を背景とした海洋空間における敵対行為を規律する国際法について検討するものである。冷戦終結後、旧ユーゴスラビアあるいはルワンダ等において大規模な NIAC が連続して生起し、武力紛争法に違背する残虐な行為が数多くなされ、国際刑事裁判の対象となった。このことから、1990年代以降、NIACに関する国際法研究は主として陸上戦闘に適用される武力紛争法および国際刑事法の領域において進捗し、業績の蓄積も目覚ましい。他方で、海洋空間における同種の研究は、国家実行が限定的であることとも相まって海外の学界においてわずかながらの先行研究が確認されるにとどまる。また、国内における業績については、例えば真山全による若干の業績を除き殆ど手つかずの状態にあるといつてよい。

ところで、2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵攻は、強大な軍事力を保有する専制国家が死活的に重要な国益が脅かされていると認識する場合、当該国家にとって武力行使にかかわる閾値が低下することを提示した。そして、我が国周辺地域に目を転じた場合、生起の蓋然性については議論あるものの、中華人民共和国（以下「中国」）による中華民国（以下「台湾」）の統一を目的とする武力侵攻（以下「中台武力紛争」）が、そのような事態の一つとして想起される。そして、先述の研究状況を背景として、中台武力紛争における台湾周辺海空域における中台間の戦闘を NIAC における敵対行為として想起し、それに対して法的分析を加えることが本研究の目的である。

## 2. 研究方法

議論の出発点として、海上武力紛争に適用ある法に関し明確な指針を提示して権威あるものとされているサンレモ・マニュアル（1995年）が、「海上『武力紛争』」なる文言が国際的武力紛争（以下「IAC」）あるいは NIAC の何れを指すのかについて必ずしも明確にはしていない事実がまずは指摘される。そして、左記からは「NIAC においては海上武力紛争法の適用はあるのか」がまずは問われ、それに対する回答が完全に否定的ではない場合には、「何処で」「如何なる措置が」「どの程度実施可能なのか」という論点が設定される。そして、その検討のため本研究においては20世紀以降の国家実行を入念に分析するとともに、それらを取り扱った先行研究を可能な限り渉猟し検討を行うという国際法研究におけるオーソドックスな手法を用いる。

加えて、本研究期間中において台湾総統選挙が予定されていた。そして、特にそのような状況下においては現地（台北および周辺地域）を訪問して国際法関連有識者との意見交換を実施することが重要と考え、現地を訪問した。その結果、本研究が取り扱うテーマに関し重要な示唆を数多く得ることができた。

### 3. 研究成果

本研究においては、(1) NIAC の定義と海洋空間における国家実行／台湾の国際法上の地位と中台武力紛争の性格、(2) NIAC における海上作戦の区域および敵対行為の実施、ならびに (3) 外国船舶への干渉として封鎖および海上阻止について其々検討を行った。

#### (1) NIAC の定義と海洋空間における国家実行／台湾の国際法上の地位と中台武力紛争の性格

まず、NIAC の定義については、それは「一国内における政府当局（当事国）と組織化された武装集団またはそのような集団相互の間の長期化した武力による暴力があれば NIAC は常に存在する」とされ、そのための要件として、紛争の烈度および紛争当事者の組織性が必要とされる。また、海洋空間における国家実行としては、近代における NIAC の古典的先例であり海戦法規の適用が見られた米南北戦争（1861 年-1865 年）を嚆矢として、20 世紀から 21 世紀にかけても NIAC を背景として海洋空間において敵対行為あるいは通航船舶への干渉が展開された事例が複数存在する。それらは、スペイン内戦（1936 年-1939 年）、第二次国共内戦（1945 年-1949 年）、アルジェリア戦争（1954 年-1962 年）、スリランカ内戦（1983 年-2009 年）、ガザ紛争（2008 年-2009 年）、リビア（2011 年）である。

また、台湾の国際法上の地位については、台湾は領土、永続的な住民および有効に機能する政府という国家性の要件（モンテビデオ条約（1933 年）1 条）を充足するものの、これまで台湾は自らが『中国』から独立した国家であるとは宣言していない。このため、台湾と国交のある 12 カ国を除き、外国との交流は民間ベースで実施されている。以上のことから、台湾が『中国』全土の支配意思を自ら放棄し、『中国』とは完全に別個の国家であるとの宣言なき限り台湾の国家性は否定される。その結果、中台武力紛争が生起した場合、それは『中国』の国内秩序回復を目的とした NIAC であると整理される。

#### (2) NIAC における海上作戦の区域および敵対行為の実施

まず、海上作戦の区域についてであるが、前提として、海上における IAC において交戦国は中立国領域を除くすべての海洋空間において敵対行為の実施が可能とされる。他方で、NIAC においては海上作戦の区域（region of naval operations）にかかわる地理的要素がより制限的に作用することから、原則として敵対行為の実施は当事国の領域内に限定される。そして、それらの一環として、当事国は無害通航の停止のほか、入港の制限あるいは港湾の閉鎖等が可能とされる（国連海洋法条約（以下「UNCLOS」）25 条）。他方で、反乱団体は国ではないため、それが支配している当事国領海において上述した当事国によるものと同様の措置を実施することは許容されない。

これらの中台武力紛争に当てはめた場合、まず中国の立場としては、『中国』の領海は大陸お

よび台湾双方の沿岸に及ぶことから、同国が上述の措置を NIAC において実施する場合の海域には台湾領海および金門馬祖周辺海域も含まれる。他方で、これまで中国が台湾本土へ統治上の権威を及ぼしたことはないことから、「台湾周辺海域は中国の『領海』である」との主張には正当性という観点からは疑義が付される。一方で、中台間での軍事力の規模の著しい不均衡等から、第二次国共内戦において見られたような台湾海軍による大陸沿岸への進撃、あるいは中国港湾の閉鎖（關閉政策）といった措置は想定されにくい。なお、關閉政策が開始された当時、台湾が当該港湾および周辺海域を実効的に管制していなかったとの理由により、米国はその法的妥当性を否定している。

領海以遠の海域においては、何れの NIAC 当事者も外国船舶に対し干渉することは許容されない。他方で、接続水域においては、当事国による通関上の措置として船舶検査が想定され、国家実行ではスリランカ内戦において 1984 年に政府が実施した船舶検査がそれに該当する。他方で、より慎重なる議論を要するのが他国の排他的経済水域（以下「EEZ」）および大陸棚における敵対行為の実施である。IAC においては、左記の海域は海上作戦の区域に妥当することから、交戦国による敵対行為の実施は沿岸国の権利に対する妥当な考慮を払う限り可能とされている。然るに、これについては未だ国家実行なきことから確定的な結論の導出は困難であり、NIAC における場合についてもまた然りである。なお、あくまで一般論ではあるが、EEZ において沿岸国が NIAC 当事者による敵対行為を無条件に容認するとは考えにくい。例えば、先島諸島周辺海域における中台何れかによる機雷敷設も想定されるが、当該海域は日中台の間で EEZ あるいは専属経済水域の境界が未確定であるため、当該海域への機雷敷設はそもそも困難である。また、仮にそのような事態が生じた場合、沿岸国である日本がそれを無条件に受忍するとは思われない。

つぎに、敵対行為の実施については、IAC においては、正式に軍艦として就役している船舶（UNCLOS29 条）のみが敵対行為の実施が可能とされている。対して、NIAC における敵対行為の実施主体は、当事国の軍艦およびその他の政府船舶である。なお、IAC において補助艦は敵対行為への参加は許容されないが、NIAC においては反乱団体に対するものに限り左記は可能とされる。また、IAC においては、紛争当事者が準軍事的機関または武装した法執行機関を自国の軍隊に編入した場合には、他の紛争当事者にその旨を通報することが必要とされるが（1949 年ジュネーブ条約第 I 追加議定書（1977 年）（以下「AP I」）43 条 3 項）、NIAC においてはそのような手続きは必要とはされない。したがって、中国海警も敵対行為の実施が可能である。

さらに、物的軍事目標については、AP I 52 条 2 項に示される「その性質、位置、用途または使用が軍事活動に効果的に資する物であって、その全面的または部分的な破壊、奪取または無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」という定義がすべての武力紛争に妥当する。また、人的軍事目標については、当事国正規軍構成員および政府船舶が敵対行為に参加する場合にはその乗員ならびに反乱団体構成員である。特に、反乱団体構成員については戦闘機能を継続的に帯びる必要があるとされることから、中華民国台湾国軍軍人のほか台湾海岸巡防署職員もこれに該当する。

ところで、NIAC においては、外国商船の平和で安全な航行が確保されなければならないが、

それを著しく阻害するものが機雷の敷設である。自動触発水雷禁止条約（ハーグ第Ⅷ条約）（1907年）が慣習法化していることを前提とすると、NIAC において当事国が沿岸防備あるいは反乱団体への軍事物資の流入阻止といった合理的な目的のために領海内に機雷を敷設することは禁止されない。一方で、そのような場合には、水路通報等の手段による告示がなされなければならない（UNCLOS25条3項）。国家実行を紐解くと、リビアにおける事例においてカダフィ政権が領海内に機雷を敷設した事案が確認されるが、その際に機雷源の告示および代替航路の指定といった予防措置および安全策が講じられていなかったため、適切性を欠くものと批判されている。なお、領海外における機雷敷設については、それが NIAC における軍事目標のみに指向される場合には許容されるとの主張が学界の一部において確認される。然るに、中台武力紛争の場合には、主戦場である台湾周辺海洋空間は世界的に重要な海上交通路であること等に鑑みると、かかる海域における機雷敷設が妥当な方法であるのかについては疑問が指摘される。

### （3）外国船舶への干渉：封鎖および海上阻止

学界の一部においては、当事国による反乱団体占領地域の封鎖(blockade)が議論されている。封鎖とは、対象国沿岸に封鎖線を設定し、海洋空間を介した一切の物資の流入およびそこからの物資輸送の強制的な遮断を趣旨とする戦争行為 (act of war) である。なお、封鎖の要件については、海戦法規に関する宣言（1909年）（ロンドン宣言）1条から21条にかけて詳細な規定があり、これらは慣習法化しているとされる。

国家実行を見ると、ガザ紛争においてイスラエルはガザ地区沿岸に封鎖線を設定した (Operation Sea Breeze)。そして、救援物資等を輸送する「自由の船団」が封鎖線を越えてガザ周辺海域に進入した際に、同国はこれを封鎖犯破であるとして軍部隊を強制的に乗船させて制圧下におくとともに、行先変更措置を講じた（2010年5月）。かかる行為の正当化として、イスラエルはハマスへの武器の流入およびガザから自国領域へのロケット攻撃を阻止するために必要な自衛措置であると主張した。イスラエル最高裁、イスラエル政府および国連は、ガザ紛争を IAC に適用ある武力紛争法が規律する事態であると評価しており、また、学界においてもそれを支持する議論がある。他方で、ガザ紛争は IAC には該当しないと見る立場は、同紛争は NIAC であるとして封鎖の実施可能性それ自体を否定する。また、この立場は、封鎖によりガザ地区の住民たる住民がその生存に不可欠な食糧およびその他の物資を適切に供給されていない状態に置かれたため、仮にガザ紛争が IAC であったとしても当該封鎖は違法であると整理する。このように、ガザ紛争およびそこでの「封鎖」の法的性格については学界において議論が対立している。

封鎖は中立国商船に対しても指向されるが、第三国が中立を宣言した場合を除き、NIAC には中立なる立場は存在しない。また、封鎖は公海上に及ぶが、既に検討したように、NIAC において公海上における外国船舶への干渉は困難である。つまり、NIAC の何れの当事者も第三国船舶に干渉する権利を有さないため NIAC と封鎖とは両立せず、それを可能せしめるためには反乱団体を交戦団体として承認することが必要となる。そのような古典的事例が、米南北戦争における連合国に対する合衆国の封鎖である。米南北戦争において合衆国政府は、12 の連合国主要港湾

に対する封鎖を宣言した（1861年4月19日）。これは連合国に対する黙示の交戦団体承認に該当し、英国は中立を宣言した。その結果、南北戦争はNIACながらも戦争法が全面的に適用される事態へ移行した。

海戦の歴史において交戦団体承認がなされたのは先に引用した米南北戦争の事例のみにとどまっていることから、かかる制度はもはや廃絶したとの整理は一応あり得る。然るに、国家実行の蓄積が芳しくないという事実は直ちに交戦団体承認という法制度の廃絶までは意味せず、それは今日においても妥当すると主張する立場も存在する。他方で、仮に交戦団体承認がなされないとしても、NIACが従前「戦争」として認識されていた程度の烈度に達した場合には、封鎖をはじめとする海戦の方法が全面的に使用可能となるとする議論も確認される。また他方で、上記の主張に対しては、武力紛争の烈度はNIAC当事国が外国船舶に対する措置を実施するための一つの指標に過ぎないこと、および烈度のみではIACに適用される海戦法規をNIACに適用させることは困難であるとの反論が存在しており、議論は収束していない。

最後に海上阻止（interdiction）についてであるが、それは、主として公海上における船舶の通航の阻止を目的とする各種手段を総称する戦術的用語（operational term of arts）である。NIACの国家実行においては、領海以遠の海域において外国船舶の海上阻止が見られた事例が確認される。例えば、先述のとおり、アルジェリア戦争においてフランスは、海上を介した反乱団体（FLN）に対する武器等の流入の阻止のための活動を実施した。その結果、アルジェリアへ向けて航行する一定規模以上の船舶はフランス海軍による乗船及び捜索を受けることとなり、武器、弾薬および爆薬類が発見された場合、それらは没収された。このような船舶検査活動は、アルジェリア沿岸のみならず遥か遠方の公海上においても大規模かつ広範囲に展開された。

フランス海軍による措置の対象とされた船舶の旗国は欧州諸国を中心として広範囲にわたり、これらの諸国はフランスの行為を公海航行の自由を著しく阻害するものとして非難した。他方で、フランス国内においては、外国船舶への干渉は政府の権限の行使による国家の防衛（*défense nationale*）のために必要な活動であると整理された。本件に対しNATOの盟主である米国は関与せずとの態度を一貫して維持し、英国もこれに追従した。そのため、自国船舶が干渉の対象とされた欧州諸国は、本問題を外交的に解決することを選択し、法的な問題の解決は棚上げとされた。

このように、アルジェリア戦争における外国船舶への干渉については、明確な判断はなされていない。本事象についてハインチェル・フォン・ハイネク（Wolff Heintschel von Heinegg）は、アルジェリア戦争においてフランスが為したような行動は「NIACを背景とした国家の緊急状態における海上阻止」であると整理する。そして、ハインチェル・フォン・ハイネクは、そのための要件として、やや後付けの理屈ながらも、死活的に重要な国家安全保障上の利益の侵害、対象とされる外国船舶の当該利益との連関、紛争地域の近傍における実施、ならびにとられる措置の必要性および均衡性を挙げている。

ちなみに、当時アルジェリアはフランスの植民地であり、FLNがフランスに対して為した敵対行為は宗主国に対する民族解放闘争の一環であった。対して、フランスにとっては、アルジェリア戦争の目的は国家としての領土および政治的一体性の維持である。仮に今日において同様

の事態が生起すれば、それは AP I 1 条 4 項に規定される自決権行使のための闘争に該当しよう。他方で、中台関係においては、従前、中国が台湾本土へ統治上の権威を及ぼしたことは一度もなく、また、台湾が民族解放団体であるとは言い難いため、アルジェリア戦争における枠組みが中台武力紛争にそのまま妥当するのかは疑わしい。

ところで、アルジェリア戦争とほぼ同時期に、第二次国共内戦の一環として台湾海軍は公海上において外国船舶に複数回干渉している。この実践に対して例えば英国は、自国船舶に対する干渉について台湾に抗議しているものの、英国は台湾を交戦団体として承認しなかった。そして、この事実を逆手にとって、今や圧倒的に優勢な軍事力を擁する中国が、かつて台湾が為したものと同様のオペレーションを展開し、そのことを以って台湾の法的地位に変化が生じることはないと主張するであろうことは十分に想定される。

このほか、中国が円滑な海上作戦の遂行のため、特定の範囲に及ぶ海域を設定し、そこへの船舶の進入を一定期間管制するような措置も想定される。平時においても、例えば射撃等の実施のための警戒海域を告示することは認められていることから、中台武力紛争においてもそのような海域の設定は可能であると推察される。他方で、通航船舶は常に当該海域を回避して航行する義務を負うものではなく、また、仮に中国が海域内に所在するという事実のみを理由として通航船舶を攻撃した場合、それは両次大戦における戦争水域 (Kriegsgebiet) と同様であり許容されるものではない。

#### **4. 今後の展望**

本研究では、中台武力紛争をあり得る事態として想起して、海洋空間における NIAC について検討した。海洋空間における NIAC では戦場が海であるために、敵対行為が実施可能とされる海域区分という地理的要素が IAC よりも重要となる。また、NIAC においては、交戦団体承認あるいは第三国による中立宣言ある場合を除き中立国は存在しないものの、特に領海以遠の海域においては、外国船舶に影響を及ぼす海上作戦の実施にはより慎重な考慮が求められる。さらに、NIAC における海戦法規の適用は完全には排除されないものの、その際には、本論で論述したような必要な選択および修正がなされる。

中国は、東シナ海および南シナ海ならびにそれらからマラッカ海峡を經由してインド洋に至るルートを海洋戦略上特に重要視しており、台湾は東シナ海、南シナ海およびフィリピン島を結ぶ位置に所在している。したがって、中国が台湾を手中に収めた場合、東シナ海から南シナ海へと及ぶ広大な海域に対して覇権を確立することが可能となり、このことはわが国を含め周辺国および米国にとって看過できない事態である。以上のような理由から、本論で論述した中台武力紛争における海上武力紛争法の適用の是非という論点は、国際法上のみならず我が国の安全保障にとっても極めて重要な意義を有しており、以後も継続して検討がなされるべきテーマである。

## 5. 参考文献

### 〔著作〕

1. James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed. (Oxford University Press, 2006), lxxii+870pp.
2. Yoram Dinstein, *Non-International Armed Conflict in International Law*, 2nd ed. (Cambridge University Press, 2012), xxxvii+342pp.
3. Louise Doswald-Beck ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflict at Sea* (Cambridge University Press, 1995), ix+257pp.
4. Tony Cabus, *Due Diligence and the High Seas* (Routledge, 2022), xiv+154pp.
5. Laurence Hill-Cawthorne, *Detention in Non-International Armed Conflict* (Oxford University Press, 2020), xi+275pp.
6. Robin Churchill, Vaughan Lowe and Amy Sander, *The Law of the Sea*, 4th ed. (Manchester University Press, 2022), lxix+897pp.
7. Phillip Drew, *The Law of Maritime Blockade: Past, Present, and Future* (Oxford University Press, 2017), xvii+168pp.
8. Andrew S. Erickson and Ryan D. Martinson eds., *China's Maritime Grey Zone Operations* (Naval Institute Press, 2019), xvii+324pp.
9. Katharine Fortin and Ezequiel Heffes eds., *Armed Group and International Law-In the Shadowland of Legality and Illegality-* (Edward Elgar, 2023), xv+324pp.
10. Hersch Lauterpacht, *Recognition in International Law* (Cambridge University Press, 1947), xix+442pp.
11. Vaughan Lowe, *International Law* (Oxford University Press, 2007), xxv+298pp.
12. Rob McLaughlin, *Recognition of Belligerency and the Law of Armed Conflict* (Oxford University Press, 2020), xvi+301pp.
13. Nils Melzer, *International Committee of the Red Cross, Interpretive Guidance on the Notion of Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law* (ICRC, 2009), 85pp.
14. Robert W. Tucker, *The Law of War and Neutrality at Sea, International Law Studies*, Vol. 50 (U. S. Government Printing Office, 1955), xiii+448pp.
15. 岩沢雄司『国際法』第2版（東京大学出版会、2023年）、xlv+818頁。
16. 広瀬善男『国家・政府の承認と内戦—承認法の一般理論 下—』（信山社、2005年）、ix+458頁 with index。
17. 吉田靖之『海上阻止活動の法的諸相—公海上における特定物資輸送の国際法的規制—』（大阪大学出版会、2016年）、x+452頁。

### 〔論文〕

1. Shawn William Brennan, “Assessing the Legal Framework for Potential U. S. Conflict

- 
- with China over Taiwan,” *International Law Studies*, Vol.99, Stockton Center for International Law (Naval War College, 2022), pp.991-1050.
2. Russell Buchan, “The International Law of Naval Blockade and Israel’s Interception of the Mavi Marmara,” *Netherlands International Law Review*, Vol.58 (2011), p.209-241.
  3. Jonathan I Charney and John R. V. Prescott, “Resolving Cross-Strait Relations between China and Taiwan,” *American Journal of International Law*, Vol.94 (2000), pp.453-477.
  4. Christine Chinkin, “The Legality of NATO’s Action in the Former Republic of Yugoslavia (FRY) under International Law,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.49, (2000), pp.910-925.
  5. Phillip Drew, “Blockade? A Legal Assessment of the Maritime Interdiction of Yemen’s Port,” *Journal of Conflict & Security Law*, Vol.24 (2019), pp.35-52.
  6. Bruce A. Elleman, “The Nationalists’ Blockade of the PRC, 1949-58” in Bruce A. Elleman and S. C. M. Paine eds., *Naval Blockades and Seapower: Strategies and Counter-Strategies, 1805-2005* (Routledge, 2006), pp.133-144.
  7. Bernard Estival, “The French Navy and the Algerian War,” *The Journal of Strategic Studies*, Vol.25, No.2 (2002), pp.79-94.
  8. Ryan M. Fisher, “Defending Taiwan: Collective Self-Defense of Contested State,” *Florida Journal of International Law*, Vol.32 (2020), pp.101146-
  9. Douglas Guilfoyle, “The Mavi-Marmara Incident and Blockade in Armed Conflict,” *British Year Book of International Law*, Vol.81 (2011), pp.171-223.
  10. Wolff Heintschel von Heinegg, “Methods and Means of Naval Warfare in Non-International Armed Conflict,” *International Law Studies*, Vol.88 (Naval War College, 2012), pp.212-236.
  11. ———, “Blockades and Interdictions,” in Marc Weller ed., *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law* (Oxford University Press, 2015), pp.923-946.
  12. James Kraska, “Rule Selection in the Case of Israel’s Naval Blockade of Gaza: Law of Naval Warfare or Law of the Sea?,” *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.13 (2010), p.367-395.
  13. Yari Lootsteen, “The Concept of Belligerency in International Law,” *Military Law Review*, Vol.166 (2000), pp.109-144.
  14. Rob McLaughlin, “The Law Applicable to Naval Mine Warfare in Non-International Armed Conflict,” *International Law Studies*, Vol.90, Naval War College (2014), pp.476-498.
  15. ———, “Does the Law of Naval Warfare Apply to NIACs at Sea? Well, Sort of…,” in

- Dale Stephens and Matthew Stubbs eds., *The Law of Naval Warfare* (LexisNexis Butterworth, 2019), pp. 321-338.
16. —, “The Law of Armed Conflict, the Law of Naval Warfare, and a PRC Blockade of Taiwan,” 30 January 2023, <https://liber.westpoint.edu/loac-law-of-naval-warfare-prc-blockade-taiwab/>, as of 18 May 2024.
  17. D. P. O’Connell, “The Status of Formosa and the Chinese Recognition Problem,” *American Journal of International Law*, Vol. 50 (1956), pp. 405-416.
  18. —, “International Law and Contemporary Naval Operations,” *British Year Book of International Law 1970* (Oxford University Press, 1971), pp. 19-85.
  19. Andrew Sanger, “The Contemporary Law of Blockade and the Gaza Freedom Flotilla,” *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol. 13 (2010), pp. 397-446.
  20. Nikolaus Scholik, “Power-Projection VS. Anti-Access/Area-Denial (A2/AD): The Operational Concepts of the U. S. Navy (USN) and the People’s Liberation Army Navy (PLAN) in the Indo-Pacific Region,” in Joachim Krause and Sebastian Bruns eds., *Routledge Handbook of Naval Strategy and Security* (Routledge, 2016), pp. 177-188.
  21. Andre Spinella, “The one China principle and its legal consequences, domestically and abroad: the disputed control over Taiwan and the anti-secession law. Much Ado about Nothing?,” *Trento Student Law Review*, Vol. 4, 2022, pp. 19-40.
  22. Dale Stephens and Matthew Stubbs, “Naval Warfare Zone: Immediate Area of Naval Operations and Maritime Exclusion Zones,” in idems eds., *The Law of Naval Warfare* (LexisNexis Butterworth, 2019), pp. 127-141.
  23. Robert Tomes, “Operation Allied Force and the Legal Basis for Humanitarian Interventions,” *Parameters*, Vol. 30 (2000), pp. 38-50.
  24. L.H. Woosley, “Editorial Comment: Closure of Ports by the Chinese Nationalist Government,” *American Journal of International Law*, Vol. 44 (1950), pp. 350-356.
  25. 福田円「台湾の海洋安全保障政策カントリー・プロファイル」日本国際問題研究所『インド太平洋における法の課題と海洋安全保障「カントリープロファイル」』(2017年)、143-153頁。
  26. 松山沙織「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所による非国際的武力紛争の定義とその意義(一)」『阪大法学』65巻3号(2015年)、127-150頁。
  27. 真山全「台湾海峡の国際法上の地位と外国艦船航空機の通航」、坂元茂樹編著『国際海峡』(東信堂、2015年)、157-217頁。
  28. —「中国による対台湾海上交通妨害の国際法的検討—中国の試みる zonal measure—」『交流』No. 986、2023年5月、7-16頁。
  29. 保井健典「非国際的武力紛争における海上での武力衝突に適用される法的パラダイム」『同志社法学』72巻2号(2020年)、191-224頁。
  30. 吉田靖之「海洋空間の軍事利用と国際法—現代の海上武力紛争における作戦水域の法的性

格一」『国際法外交雑誌』第122巻第1号（2023年）、22-47頁。

31. 和仁健太郎「未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係（一）：海賊行為の『私的目的』要件をめぐる歴史的展開」『阪大法学』67巻5号（2018年）、47-75頁。

〔判例事例〕

1. *Ignazio Messina et C<sup>ie</sup> v. L'Etat (Ministre de armée), Tribunal Administratif de Paris* (22 octobre, 1962), reprinted in *Journal du Droit International* tome 57, No. 3, 1963, pp. 1191-1194.
2. *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States)*, Merits, *ICJ Reports 1986* (1986), p. 14.
3. ICTY Appeals Chamber, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeals on Jurisdiction, *Tadic*, Case No. IT-94-1 (2 October 1995).
4. ICTY Trial Chamber, Opinion and Judgement, *Tadic*, Case No. IT-94-1 (7 May 1997).

〔資料〕

1. Heintschel von Heinegg, James Kraska, et al., *The Newport Manual on the Law of Naval Warfare, International Law Studies*, Vol. 101 (Stockton Center for International Law, Naval War College, 2023), xxxiii+250pp.
3. The Nyon Agreement, 181 L.N.T.S. 137, entered into force 14 September 14 1937.
4. NATO Public Diplomacy Division, NATO Fact Sheet, *Operation UNIFIED PROTECTOR: Final Mission Status* (2 November 2011).
5. U. N. Doc. A/RES/2758(XXVI) (1971).
6. U. S. Department of the Navy, *The Commanders' Handbook on the Law of Naval Operations*, Edition 2022 (Department of the Navy, 2022).
7. Michael Schmitt, et al eds., *The Manual on the Law of Non-International Armed Conflict with Commentary* (IIHL, 2006).
8. Office of General Council, *Department of Defense Law of War Manual*, Updated December 2016 (U. S. Department of Defense, 2016).
9. Public Committee Against Torture v. Government 769/02, Judgment (13 December 2006).
10. The Public Commission to Examine the Maritime Incident of 31 May 2010 (The Turkel Commission), 2011.
11. Recognition of A State of Belligerency in Formosa Straits (1956), Belligerency in the Formosa Straits: Memorandum by the Foreign office, [https://lieber.westpoint.edu/wp-content/uploads/2020/09/UK-Archives-FO-371\\_120939-Formosa-Recognition-of-Belligerency-Legal-Advice.pdf](https://lieber.westpoint.edu/wp-content/uploads/2020/09/UK-Archives-FO-371_120939-Formosa-Recognition-of-Belligerency-Legal-Advice.pdf), as of 18 May 2024.
12. U. N. Secretary-General's Panel of Inquiry, *Report on the 31 May 2010 Flotilla Incident* (Palmer Report) (2010).